

## 第27回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和7年9月24日(水) 午前10時50分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 2階 大会議室

### 3 日程

日程第1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第5 議案第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定について

日程第6 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第7 報告第1号 第3回農地小委員会の報告について

日程第8 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について

日程第9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第10 報告第4号 農地転用届出の確認事務報告について

### 4 出席委員 農業委員

1番委員 新田 義修

2番委員 吉清水 秀明

3番委員 主濱 学

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 熊谷 喜彦

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 勝田 徹

8番委員 太田 豊

9番委員 駿河 信一 以上9名

### 農地利用最適化推進委員

中部地区担当 小山田 正幸

西部地区担当 宮林 和徳 以上2名

### 5 欠席委員 なし

### 6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

同 総括主査 佐藤 泰生

同 主任主査 細川 直樹

同 主査 大村 和臣

開会時刻 令和7年9月24日（水） 午前10時50分

佐々木事務局長 只今より第27回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。  
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が9名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。  
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお伺いいたします。  
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。  
議事録署名人につきましては5番熊谷喜彦委員と6番高橋敏彦委員を指名します。  
書記には事務局の佐藤総括主査と細川主任主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。  
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第27回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和7年8月25日から令和7年9月24日までの報告となります。議案書は2ページをご覧ください。

（第26回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。  
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する可否の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

大村主査

議案第1号について補足説明いたします。議案書は4ページをご覧ください。

整理番号1番及び4番は、相続財産清算人が裁判所に申立した農地の売却が許可されたことから、それぞれの譲受人が買い受けることとなった案件です。なお、整理番号4番については譲受人が経営目的の新規就農者となりますので、この説明に続いて委員長報告をいただきますが、新規就農にあたっては8月25日に開催した第3回農地小委員会において審議済みとなっております。

整理番号2番は、譲渡人が高齢となり農地の管理が難しくなってきたことから、近隣に居住する譲受人が買い受けることとなった案件です。譲受人は新規就農者になりますが、自家消費目的であることから事前に提出された営農計画書等を現地調査の担当委員が確認を行ったところ、ジャガイモやサトイモ等を作付する予定で所有する機械や必要な労働力等から就農には問題がないと判断されました。

整理番号3番は、当事者間の調整により市外の農業者である譲受人が規模拡大のために農地を買い受けることとなった案件です。譲受人はナッツを作付する予定であるとのことです。

以上から議案第1号については、議案書5ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

ここで関連がございますので、日程第7、報告第1号、第3回農地小委員会の報告について、農地小委員会高橋委員長より報告をお願いします。

高橋委員長

農地小委員会委員長の高橋です。それでは、私の方から第3回農地小委員会の結果について報告いたします。議案書は31ページをご覧ください。

8月25日に農地小委員会委員7名と事務局職員で、新規就農予定者に対する聞き取り調査を行いました。

只今の議案整理番号4番における譲受人である新規就農予定者に対する聞き取り調査についてですが、予定者は市内に住む40代の男性です。予定者は相続財産清算人が選任されている鶴飼地域の農地のうち自宅に近接する農地の一部、約38アールの田の所有権を取得し、ブルーベリーの栽培による営農を計画しています。なお、生産物は産直等での販売を予定しているとのことでした。

農業経験については家庭菜園程度とのことでしたが、既に農機具を所有しており、今後さらに必要な農機具の購入計画等もあるとのことから農業を行う意欲は十分あるように見受けられました。以上のこと等から総合的に判断して就農に問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 今回の現地調査は、吉清水秀明農業委員、小山田正幸推進委員、宮林和徳推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を小山田推進委員にお願いします。

小山田推進委員 推進委員の小山田です。それでは私の方から議案第1号について、令和7年9月16日に吉清水農業委員及び宮林推進委員と現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番から4番までの現地は、いずれも農地として利用できる状況にあることを確認しました。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

主濱委員 3番主濱です。整理番号3番の所有権移転の案件ですが、新たに所有権が移る側はともかくとして、元々の所有者である株式会社が6町歩に及ぶ農地をなぜ所有していたのか、農地保有合理化法人なのか、今は何に利用していたのか、要は何を作付していたのか等、農地での事業の内容について分かっている範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

細川主任主査 只今のご質問に対してお答えいたします。

現在の所有者についてであります。元々こちらの農地につきましては研究栽培を目的とした圃場として別の法人が保有しておりました。農地法の規定によりますと、例えば苗等の栽培を行う必要がある場合は法人等であっても研究試験等を目的として農地の権利を取得することに特別な手続は不要であり、こちらも研究栽培目的ということで保有していたところであったようなのですが、その後現在の所有者に吸収合併をされまして、法人の合併については特に農地法の許可を得る必要がないものでございましたので、自動的に今の法人が農地の所有に至ったという経緯があるようです。

現状についてであります。農地については東西に農地が分かれています。西側につきましてはかなり低木とか雑草が生い茂る状況であって現状としては耕作には使われていない状況であります。一方、東側につきましては周辺の農家に管理を任せているよう

な形でデントコーンの作付が行われており、周りも草刈等の管理がされていますが、お話を聞くところによりますと最近はお存じのとおり熊の出没が多いものですから、他の農地等から熊を避けるための餌場等として使われているような状況なそうです。なお、西側の場所によっては遊休農地化が進んでいる農地につきましては、大きい木の部分を除いた形にはなるようですが、草刈等を行い耕作可能な農地として復旧することを考えているとのこと。今回は特に面積が大きい案件でしたので、こちらでも作付計画等の具体的な内容等も聞き取りをして対応しておりましたが、熊等の対策さえできるのであれば大型機械で一団で効率良く作業を行うことができるような農地でありますので、遊休農地の解消も含めて農地としての活用を期待したいということを実地調査の委員さん方ともお話をしたところでございます。

議長 他に質疑ございますか。

議長 無いようですので質疑を終了して採決に入ります。  
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地中間管理事業に関する農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定についてを議題といたします。  
事務局より説明させます。

大村主査 議案第2号について補足説明いたします。議案書は14ページから20ページまでをご覧ください。

整理番号1番は、地域の農業委員が相談を受けて調整を図り、今回対象の農地の大部分を現在借り受けて耕作している地域の担い手が残りの農地も含めて買い受けることになった案件です。

整理番号2番から5番まで及び10番は、今年度中に契約期間の満了を迎えることに伴い契約を更新する案件です。

整理番号6番から9番までは、今年度中に契約期間の満了を迎える旧農業経営基盤強化促進法による貸借の契約を更新にあたり農地中間管理事業の利用に移行する案件です。なお、以前にもご説明いたしましたが、農業経営基盤強化促進法等の改正により令和7年4月1日以降は農用地利用集積計画の制度が廃止となったため、現在

有効な農用地利用集積計画による貸借は現在の貸借期間をもって延長できずに終了となることから、貸借の契約更新を希望する場合は農地法第3条許可または農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画での機構経由の貸借のいずれかを選択する必要があるということになっております。

整理番号11番から13番までは、借受人側において親から子への経営移譲を進めていることから耕作者を変更する案件です。

以上、議案第2号については、いずれも農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件のうち整理番号2番から10番までにつきましては更新の案件のため、また、整理番号11番から13番までにつきましては再配分の案件のため、それぞれ現地調査を省略しております。

本案件のうち整理番号1番の現地調査報告を吉清水委員にお願いします。

吉清水委員 2番の吉清水です。それでは、私の方から議案第2号のうち整理番号1番について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

こちらの現地は、全て耕作あるいは農地として利用できるよう管理されていることを確認しました。

また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

佐藤総括主査 議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

を補足説明いたします。案件は2件です。議案書は27ページから29ページまでをご覧ください。

始めに整理番号1番ですが、東側の土地は以前駐車場として農地法所定の許可を得ていること、また、西側の土地は航空写真等により調査したところ農地でなくなってから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

次に整理番号2番は、航空写真等により調査したところ農地でなくなってから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を宮林推進委員にお願いします。

宮林推進委員 推進委員の宮林です。それでは私の方から議案第3号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

始めに整理番号1番の申請地の位置は、鶯飼小学校から北西へ約430メートルの所にあります。周囲の状況ですが、間に宅地を挟み、東側は道路を挟み農地、西側は宅地、南側及び北側は農地になっており、現地は間にある貸家の居住者のための駐車場や井戸水の供給施設等として長年利用されている様子が確認できました。

次に、整理番号2番の申請地の位置は、大沢保育園から南東へ約300メートルの所にあります。周囲の現状ですが、東側及び北側は水路を挟み農地、西側及び南側は宅地になっており、現地は農業用倉庫として隣接の住宅と一体的に長年利用されている様子が確認できました。

以上について調査結果、いずれの申請地も耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第8、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第9、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第10、報告第4号、農地転用届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書32ページからのおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。  
これをもって、第27回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和7年9月24日（月） 午前11時15分

議 長 \_\_\_\_\_

会議録署名人 5 番委員 \_\_\_\_\_

会議録署名人 6 番委員 \_\_\_\_\_

これは原本である。

令和7年9月24日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一